

令和5年6月7日

区長・自治会長 各位

社会福祉法人 一宮町社会福祉協議会
会 長 白 井 陽

令和5年度社会福祉法人一宮町社会福祉協議会会費納入のお願い

入梅の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、社会福祉事業の推進にあたり、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉協議会は地域福祉の中核組織として町民の皆様のご理解とご協力のもと各種事業を実施しております。

つきましては、今年度に於きましても下記により本協議会会費の納入をお願い致したく、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、お取りまとめ方よろしくお願い申し上げます。

尚、会費については、あくまで任意であり、強制するものではありませんので、これについてどうしても払いたくないと異論のある住民の方の分まで取りまとめはしないで下さい。(※最高裁での判決例があり、反対する個人の意思に反し会費をいただき、個人が裁判に訴え、区でいただいたお金を個人に返還した事例があります。)

記

- | | | |
|---------|--------------|------|
| 1. 会費の額 | 一世帯あたり | 500円 |
| 2. 納入期日 | 令和5年7月31日(月) | |
| 3. 納入場所 | 一宮町社会福祉協議会 | |

※ 既に納入いただきました区に於かれましても、お手数ですが別紙「社会福祉協議会会費へのご協力をお願い」を回覧いただけますようお願い致します。

問合せ先

社会福祉法人

一宮町社会福祉協議会

電話：42-3424

町 民 各 位

社会福祉法人 一宮町社会福祉協議会
会 長 白 井 陽

社会福祉協議会会費へのご協力のお願い

当協議会では、住民の皆様の善意により、地域福祉事業の充実を図るための資金として、社協会費のご協力をお願いしております。皆様からの会費は、当協議会が行う地域福祉事業の貴重な財源として活用させていただきます。

今年度も区長さん、自治会長さんを通じてご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

● 会 費（一般会費） 一世帯 500円

～*～



*** 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり ***

社会福祉法人 **一宮町社会福祉協議会** ※略して「社協」といいます

Q 社協ってどんな活動をしているの？

A 地域のみなさまのご参加とご協力により、一緒に福祉を考え思いやりのあるまちづくり活動をしています。

Q なぜ会費を集めるのですか？

A 社協の主な財源は、一宮町からの補助金・委託金ですが、みなさまから会費のご協力をいただくことで、行政の福祉施策とは違う社協独自の、地域福祉の推進にあたることができます。

Q 昨年、納められた会費はいくらですか？

A おかげさまで昨年度は、総額（一般・賛助会費）1,627,600円のご協力をいただきました。ありがとうございました。

Q 納められた会費は、どのように使われていますか？

A みなさまからご協力いただいた会費は、次のように活用させていただきます。



- 福祉広報「しあわせ」の発行
- 地区社協活動の支援
- ホームページによる広報活動



福祉広報「しあわせ」



地区社協敬老のつどい



高齢者福祉活動

- ボランティア活動の支援
- 介護用品貸出事業



福祉ボランティア活動



介護用品の貸出



災害ボランティア立上げ訓練

* その他、社会福祉協議会では、次のような事業を行っています *

受託・募金事業

- 生活支援体制整備事業
- 千葉県共同募金会一宮町支会の事業
- 日本赤十字社千葉県支部
一宮町分区事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業



日赤奉仕団の活動

介護保険事業

- 居宅介護支援事業
(ケアプラン作成)
- 居宅訪問介護事業
(ホームヘルパー派遣)



シルバー人材センター事業

- 高齢者等生きがい事業

・・・お問い合わせは・・・

社会福祉法人 一宮町社会福祉協議会
電話：0475-42-3424 FAX：0475-42-3439